

税の申告相談会場のご案内

① 宇治税務署

開催日程	場所	時間	申告の種類
2月16日(火)～ 3月15日(月) (土・日・祝日を除く。 ただし、2月21日(日)と 2月28日(日)は開設)	宇治税務署1階	相談受付時間 午前9時～午後4時	土地・建物・株式等の譲渡所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除、令和元年分以前の確定申告、贈与税や相続税等の申告

※ 確定申告会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。入場整理券は会場で**当日配付**しますが、LINEを通じたオンラインで事前発行も可能です。入場整理券の配付状況によっては、後日の来場をお願いする場合があります。
 ※ 会場では、原則としてご自分で決算書・収支内訳書等の作成やパソコン操作をお願いしております。
 ※ 税務署の駐車場(障がい者用駐車場を除く)は、ご利用頂けません。車でご来場される場合には、**臨時駐車場(下図)**をご利用ください。
 ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用および筆記用具や計算器具等を持参してください。また、咳や発熱等の症状や体調がすぐれない人の入場をお断りします。

- ① 宇治税務署 (0774・44・4141)
- ② 宇治税務署 (0774・44・4141)
- ③ 税務課市民税係 (0983・1113、2164)



② 税理士による申告相談会場

開催日程	場所	時間	申告の種類
2月8日(月) 2月9日(火)	文化センター3階 申告会場	受付時間 午前9時～午後3時 相談時間 午前9時30分～正午 午後1時～4時	所得税の確定申告 ※土地・建物・株式等の譲渡所得、雑損控除や住宅ローン控除(初年分)の相談は受付できません。

③ 市職員による申告相談会場

開催日程	場所	時間	申告の種類
2月16日(火)～ 3月15日(月) (土・日・祝日を除く)	市役所税務課市 民税係(1階5番窓 口)	午前8時30分～ 午後5時15分	住民税(市民税・府民税)申告
2月25日(木)～ 3月15日(月) (土・日・祝日を除く)	文化センター3階 申告会場	受付時間 午前9時～午後4時 相談時間 午前9時～正午 午後1時～4時	市職員のみ対応となりますので、相談・受付できる申告の種類が限られます。 簡易な所得税の確定申告 (公的年金等所得者・給与所得者の申告) 住民税(市民税・府民税)申告

※ 受付の準備が整い次第、当日分の番号札を配付します。
 ※ 混雑状況により、入場制限のほか、早めに受付を終了する場合があります(例年、3月上旬までは大変混み合います)。
 ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用および筆記用具や計算器具等を持参してください。また、咳や発熱等の症状や体調がすぐれない人の入場をお断りします。

国民健康保険加入者が、短期間の海外渡航中に、急病や負傷で海外の医療機関で治療を受けた場合、国内で保険適用される治療は、申請により医療費(自己負担分を除く)の払い戻しを受けることができます。

国民健康保険の海外療養費制度

ただし、治療目的の渡航や日本で保険適用されていない治療は対象になりません。
 なお、医療費は診療内容を確認し、日本で同様の診療を受けた場合の診療費を算出し、低い方の金額で支給されます。
 △申請に必要なもの 国民健康保険証、印かん、診療内容明細書、領収書、領収明細書、旅券(パスポート)、世帯主名義の金融機関口座番号、調査にかかる同意書、マイナンバーのわかるもの

※治療を受けた海外の医療機関で診療内容明細書・領収書・領収明細書を入手してください(診療内容明細書・領収明細書、調査に係る同意書の様式は、国保医療課窓口、市ホームページから入手可)。
 ※必要書類が外国語で作成されている場合は、日本語訳を添付(翻訳者の住所、氏名の記載と押印が必要)。

Jアラート全国一斉情報伝達試験

※申請期間は、医療費を支払った日の翌日から2年間。
 ※マイナンバーのわかるものは、個人番号カードまたは個人番号通知カードと本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人の場合は委任状と本人確認ができるものが必要です。
 20962) 国保医療課国保係(0983・2484、082・2484)や市ホームページで確認することができます。
 0) 防災安全課(0983・3200)

STEP1
国税庁を「友だち追加」

LINE公式アカウント

STEP2
「相談を申し込む」を選択

STEP3
税務署・希望日時を選択

STEP4
申込完了～会場で提示

国税庁LINE公式アカウントから入場整理券が取得できます
 宇治税務署で行われる令和2年分の確定申告は、混雑緩和のため入場できる時間帯が指定された「入場整理券」が必要です。入場整理券は税務署で当日配付しますが、LINEを使ったオンライン事前発行も可能です。
 利用方法は、国税庁LINE公式アカウントを「友だち」に追加し、LINEのトーク画面の下部にある「相談を申し込む」を選択。そして、希望する申告会場と日時を選択すると、トーク画面に整理券が届きますので、それを当日会場で見せると入場できます。
 なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」の利用勧奨について

e-Tax 7分5秒! 便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。
 また、作成したデータ、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。
 ※ e-Taxの利用に際しては、事前に次のものを準備する必要があります。(①マイナンバーカード、②ICカードリーダー又はマイナンバーカード対応のスマートフォン)
 なお、事前に税務署で手続きいただければ、①マイナンバーカード、②ICカードリーダー又はマイナンバーカード対応のスマートフォン、をお持ちでない方も、e-Taxをご利用できます。

公的年金等を受給されている人へ
 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。
 ◆所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告が必要です。
 ◆確定申告書を作成する際は、復興特別所得税の記入を忘れずをお願いします。
 ◆所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関しては、市役所税務課市民税係にお尋ねください。

宇治税務署 (0774・44・4141) (自動音声に従って電話機を操作してください)